

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年11月14日

【四半期会計期間】 第62期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 三精輸送機株式会社

【英訳名】 SANSEI YUSOKI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 中川 実

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市江坂町一丁目13番18号

【電話番号】 (06)6385局5621番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 昇 賢 治

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市江坂町一丁目13番18号

【電話番号】 (06)6385局5621番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 昇 賢 治

【縦覧に供する場所】 三精輸送機株式会社東京支店
(東京都新宿区新宿四丁目3番17号 ダヴィンチ新宿ビル)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第61期 第2四半期 連結累計期間		第62期 第2四半期 連結累計期間		第61期	
		自 至	平成22年4月1日 平成22年9月30日	自 至	平成23年4月1日 平成23年9月30日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高	(千円)		5,466,901		5,319,722		13,303,337
経常利益	(千円)		538,749		233,505		1,606,896
四半期(当期)純利益	(千円)		231,582		213,616		489,408
四半期包括利益又は包括利益	(千円)		55,324		44,814		494,504
純資産額	(千円)		22,818,099		21,196,245		23,253,793
総資産額	(千円)		25,635,798		24,564,732		26,882,885
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		14.27		13.16		30.16
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		81.7		86.3		79.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)		178,784		1,756,286		265,668
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)		340,682		2,046,163		532,572
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)		154,757		156,350		269,551
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)		6,300,624		5,634,596		6,080,823

回次		第61期 第2四半期 連結会計期間		第62期 第2四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年7月1日 平成22年9月30日	自 至	平成23年7月1日 平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)		6.03		4.31

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第61期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響に加え、欧米における金融不安や急激な円高など先行き不透明なまま推移しました。

このような環境下、当社グループは舞台機構・遊戯機械・昇降機3事業分野で、業績の向上に全力で取り組んでまいりましたが、売上高は5,319百万円（前年同期比2.7%減）となり、利益面では一部の低採算工事の影響もあり営業利益は87百万円（同81.1%減）、経常利益は保険配当金等により233百万円（同56.7%減）となり、四半期純利益は、子会社の完全子会社化等により213百万円（同7.8%減）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

（売上高はセグメント間の内部売上を含んでおりません）

製品製造関連

売上高は、遊戯機械部門の大型物件の納入が一巡したことや舞台機構部門の工事が下期にずれ込んだこと等により1,874百万円（前年同期比20.5%減）となり、セグメント利益は一部の低採算工事の影響もあり204百万円（同53.7%減）となりました。

保守改修関連

保守改修関連は堅調に推移し、売上高は3,308百万円（同11.2%増）となりましたが、セグメント利益は諸経費の増加から214百万円（同36.8%減）となりました。

その他

その他につきましては、売上高136百万円（同1.4%増）、セグメント利益は52百万円（同11.8%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部では、流動資産は前連結会計年度末に比べ2,856百万円減少し12,331百万円となりました。これは主に、現金及び預金が586百万円、受取手形及び売掛金が2,123百万円減少したことによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ538百万円増加し12,233百万円となりました。これは主に、連結子会社の完全子会社化による「のれん」の計上によるものであります。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ2,318百万円減少し24,564百万円となりました。

負債の部では、流動負債は前連結会計年度末に比べ262百万円減少し2,112百万円となりました。これは主に、前受金が351百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が419百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ1百万円増加し1,256百万円となりました。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ260百万円減少し3,368百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ2,057百万円減少し21,196百万円となりました。これは主に、少数株主持分の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ446百万円減少し5,634百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ1,577百万円増加し1,756百万円となりました。これは主に、仕入債務の減少による支出419百万円があったものの売上債権の減少による収入2,123百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ1,705百万円増加し2,046百万円となりました。これは主に、子会社株式取得による支出2,347百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ1百万円増加し156百万円となりました。これは主に、配当金の支払いによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

1. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社の経営には、その事業である舞台機構、昇降機、特殊機構、遊戯施設等の設計、製造、販売に関する総合エンジニアリング企業としての幅広いノウハウと豊富な経験、関係会社や国内外の取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分

な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為が為されたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為に際しては、当社の定める大規模買付ルール（詳細については、後記2.をご参照ください。以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って、大規模買付者から事前に、株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供され、当社取締役会がかかる情報を十分に評価・検討するための期間が経過した後にのみ、大規模買付行為が開始されるべきであるという結論に至りました。そして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、当社株主全体の利益を守るために、対抗措置を発動することにより、かかる大規模買付ルールの実効性を担保すべきであると考えております。

また、大規模買付行為の中には、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるものや企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えませんので、当社は、かかる買付行為に対しては、当社取締役会が、大規模買付ルールに従って、当社及び当社株主全体の利益を守るために適切と考えられる対抗措置をとることも、否定されるべきではないと考えております。

以上の考え方をもって、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）といたします。

2. 本基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1.で述べた本基本方針に照らし、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めております。

（イ）買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

（ロ）買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。但し、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は後述資料に記載のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もっとも、当該大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は 述べた対抗措置を取ることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行いません。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

() 次の から までに掲げる行為等により企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

() 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

当社取締役会は、かかる判断については、その客観性及び合理性を担保するため、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会等の助言を参考にし、かつ、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重し、かつ、当社社外監査役3名を含む監査役の過半数の賛同を得た上で決定することといたします。

(八) 独立委員会

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告し、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重します。また、独立委員会の勧告は、適時に公表いたします。

独立委員会委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は企業経営面での実績・経験を有する社外にある者の中から選任します。

3. 本対応方針に対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(イ) 対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあると明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的とした対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(ロ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

1. で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の継続を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立委員会等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

4. 資料

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、19,500,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件、取得条項及び取得条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、取得条項及び取得条件を設けることがあり、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者その他の株主とで、取得の対価等に関し異なる取扱いをすること、あるいは、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。なお、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、1,922千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,000,000
計	39,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,332,057	19,332,057	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株 であります。
計	19,332,057	19,332,057		

(注) 平成23年4月14日開催の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成23年6月29日をもって単元株式数を500株から100株に変更いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		19,332,057		3,251,279		2,989,057

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー(常任 代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,828	9.46
丸一鋼管株式会社	大阪市西区北堀江3丁目9番10号	1,305	6.75
京阪神不動産株式会社	大阪市中央区瓦町4丁目2番14号	828	4.29
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	805	4.17
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地7番8号	805	4.17
株式会社西島製作所	大阪府高槻市宮田町1丁目1番8号	801	4.15
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3丁目9番4号	693	3.59
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5番15号	692	3.58
住石マテリアルズ株式会社	東京都港区新橋6丁目16番12号	666	3.45
日本管財株式会社	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号	477	2.47
計		8,903	46.06

(注) 上記には、当社所有の自己株式3,103,721株(16.05%)を除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,103,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,194,200	161,942	
単元未満株式	普通株式 34,157		
発行済株式総数	19,332,057		
総株主の議決権		161,942	

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が21株、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。

2. 平成23年4月14日開催の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成23年6月29日をもって単元株式数を500株から100株に変更いたしました。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三精輸送機株式会社	大阪府吹田市江坂町 一丁目13番18号	3,103,700		3,103,700	16.05
計		3,103,700		3,103,700	16.05

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,339,627	5,753,306
受取手形及び売掛金	5,326,502	3,203,019
有価証券	2,443,667	2,039,366
仕掛品	371,400	523,085
原材料及び貯蔵品	277,723	284,427
その他	429,016	533,393
貸倒引当金	7	5,217
流動資産合計	15,187,931	12,331,380
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,960,528	2,899,877
機械装置及び運搬具(純額)	241,130	207,892
土地	2,615,073	2,615,073
建設仮勘定	12,261	28,839
その他(純額)	143,626	130,268
有形固定資産合計	5,972,620	5,881,952
無形固定資産		
のれん	-	378,697
その他	73,876	86,551
無形固定資産合計	73,876	465,248
投資その他の資産		
投資有価証券	4,691,550	4,627,451
その他	982,669	1,267,236
貸倒引当金	25,761	8,536
投資その他の資産合計	5,648,458	5,886,151
固定資産合計	11,694,954	12,233,351
資産合計	26,882,885	24,564,732
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,254,193	834,521
未払法人税等	180,993	142,338
前受金	172,622	524,322
賞与引当金	306,714	287,389
役員賞与引当金	30,000	-
工事損失引当金	168,535	124,747
その他	261,553	198,748
流動負債合計	2,374,612	2,112,067

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
固定負債		
長期未払金	379,801	374,399
退職給付引当金	738,249	757,920
その他	136,427	124,099
固定負債合計	1,254,478	1,256,418
負債合計	3,629,091	3,368,486
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,251,279	3,251,279
資本剰余金	2,989,057	2,989,057
利益剰余金	16,257,173	16,357,189
自己株式	1,509,842	1,509,933
株主資本合計	20,987,667	21,087,592
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	275,184	108,653
繰延ヘッジ損益	2,269	-
その他の包括利益累計額合計	277,454	108,653
少数株主持分	1,988,671	-
純資産合計	23,253,793	21,196,245
負債純資産合計	26,882,885	24,564,732

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	5,466,901	5,319,722
売上原価	3,808,455	4,040,064
売上総利益	1,658,446	1,279,658
販売費及び一般管理費	1,194,131	1,191,864
営業利益	464,315	87,794
営業外収益		
受取利息	22,893	29,547
受取配当金	29,734	42,668
保険配当金	3,893	59,092
その他	18,371	17,268
営業外収益合計	74,892	148,576
営業外費用		
支払利息	179	-
支払手数料	-	2,865
その他	279	-
営業外費用合計	458	2,865
経常利益	538,749	233,505
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,065	-
特別利益合計	1,065	-
特別損失		
固定資産除却損	151	-
投資有価証券評価損	4,309	9,802
投資有価証券償還損	3,260	-
たな卸資産廃棄損	12,296	-
特別損失合計	20,017	9,802
税金等調整前四半期純利益	519,796	223,702
法人税等	227,730	10,086
少数株主損益調整前四半期純利益	292,066	213,616
少数株主利益	60,483	-
四半期純利益	231,582	213,616

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	292,066	213,616
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	347,976	166,531
繰延ヘッジ損益	585	2,269
その他の包括利益合計	347,391	168,801
四半期包括利益	55,324	44,814
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	116,279	44,814
少数株主に係る四半期包括利益	60,954	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	519,796	223,702
減価償却費	131,596	123,177
ソフトウェア償却費	13,038	11,554
長期前払費用償却額	2,299	2,123
のれん償却額	-	19,931
賞与引当金の増減額(は減少)	4,287	19,325
役員賞与引当金の増減額(は減少)	24,000	30,000
工事損失引当金の増減額(は減少)	25,189	43,788
退職給付引当金の増減額(は減少)	12,499	19,671
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,058	12,015
受取利息及び受取配当金	52,628	72,215
支払利息	179	-
たな卸資産廃棄損	12,296	-
固定資産除却損	151	-
投資有価証券評価損益(は益)	4,309	9,802
投資有価証券償還損益(は益)	3,260	-
売上債権の増減額(は増加)	1,071,010	2,123,483
たな卸資産の増減額(は増加)	137,891	158,389
仕入債務の増減額(は減少)	407,824	419,671
前受金の増減額(は減少)	190,561	351,700
その他の資産の増減額(は増加)	11,283	175,238
その他の負債の増減額(は減少)	4,258	126,970
未払消費税等の増減額(は減少)	64,066	34,191
小計	906,343	1,861,724
利息及び配当金の受取額	52,628	72,450
利息の支払額	179	-
法人税等の支払額	780,007	177,888
営業活動によるキャッシュ・フロー	178,784	1,756,286
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	130,118
定期預金の払戻による収入	-	270,200
有価証券の取得による支出	600,247	400,149
有価証券の売却及び償還による収入	999,925	600,000
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	300,000
投資有価証券の取得による支出	555,469	300,000
子会社株式の取得による支出	-	2,347,300
有形固定資産の取得による支出	42,403	18,502
無形固定資産の取得による支出	18,609	11,629
貸付けによる支出	128,700	11,725
貸付金の回収による収入	4,822	3,060
投資活動によるキャッシュ・フロー	340,682	2,046,163

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	736	2,605
自己株式の取得による支出	361	90
配当金の支払額	113,658	113,653
少数株主への配当金の支払額	40,000	40,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	154,757	156,350
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	316,655	446,227
現金及び現金同等物の期首残高	6,617,279	6,080,823
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 6,300,624	1 5,634,596

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
1. 原価差異の繰延処理	操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期間未までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰延べております。
2. 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
給与手当	378,818千円	378,558千円
役員報酬	198,287 "	185,450 "
賞与引当金繰入額	66,861 "	73,410 "
退職給付費用	20,711 "	25,056 "
貸倒引当金繰入額	6 "	4,145 "
のれん償却額	-	19,931 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
現金及び預金	7,019,448千円	5,753,306千円
有価証券	1,907,947 "	2,039,366 "
預入期間が3か月を超える定期預金	743,413 "	143,320 "
MMF及びFFF以外の有価証券	1,883,357 "	2,014,755 "
現金及び現金同等物	6,300,624千円	5,634,596千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	113,614	7	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	113,608	7	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	113,599	7	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	113,598	7	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	製品製造関連	保守改修関連	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,357,696	2,974,632	5,332,328	134,573	5,466,901
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,607		2,607	390	2,997
計	2,360,303	2,974,632	5,334,935	134,963	5,469,898
セグメント利益	442,117	339,583	781,701	59,100	840,801

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産業及びレジャー・サービス業であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	781,701
「その他」の区分の利益	59,100
全社費用(注)	376,486
四半期連結損益計算書の営業利益	464,315

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	製品製造関連	保守改修関連	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,874,730	3,308,558	5,183,288	136,434	5,319,722
セグメント間の内部売上高 又は振替高	706	690	1,396	210	1,606
計	1,875,437	3,309,248	5,184,685	136,644	5,321,329
セグメント利益	204,896	214,747	419,644	52,156	471,800

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産業及びレジャー・サービス業であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	419,644
「その他」の区分の利益	52,156
全社費用(注)	384,005
四半期連結損益計算書の営業利益	87,794

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	14円27銭	13円16銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	231,582	213,616
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	231,582	213,616
普通株式の期中平均株式数(株)	16,230,078	16,228,469

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第62期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当につきましては、平成23年11月11日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議致しました。

配当金の総額 113,598千円

1株当たりの金額 7円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月14日

三精輸送機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 祥 孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 昌 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三精輸送機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三精輸送機株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。